

# 令和元年度 北海道再犯防止推進会議

## 議 事 録

日 時：2020年2月14日（金）午後1時30分開会  
場 所：TKPホワイトビルCC ホール2B

## 1. 開 会

○事務局（沼田道民生活課長） 皆様、お忙しい中をお越しいただきまして、大変ありがとうございます。

ご案内の時間になりましたので、ただいまから令和元年度北海道再犯防止推進会議を開催いたします。

私は、本日の進行を務めさせていただきます北海道環境生活部くらし安全局道民生活課長の沼田でございます。よろしくお願いいたします。

## 2. 挨拶

○事務局（沼田道民生活課長） それでは、開会に当たりまして、環境生活部くらし安全局長の柴田からご挨拶を申し上げます。

○柴田環境生活部くらし安全局長 北海道環境生活部くらし安全局長の柴田でございます。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶申し上げます。

本日は、皆様、ご多用の中、また全道各地からご参集いただき、本当にありがとうございます。

本会議につきましては、ご案内のとおり、検挙者に占める再犯者の割合が高くなっていることなどを踏まえまして、関係機関の連携、協力のもと、再犯防止対策にかかわる情報の共有やネットワークの構築などを目的として、国の委託事業を活用して設置、開催しているものでございます。

本年度につきましては、皆様のご協力をいただき、全道各地においてセミナーや講演会を開催したほか、パネル展、リーフレットの作成など、再犯防止についての地域の連携や理解の促進に努めてきたところです。

これまでの皆様のご協力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日は、こうした今年度の取り組みの報告や来年度の事業経過について、皆様と情報交換を行いたいと思っております。

罪を償って再出発しようとする人たちが社会の一員として生活していけるよう、関係機関が相互に連携し、効果的な取り組みを進めていくことが重要だと考えております。本日は、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただければと思います。

それでは、本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局（沼田道民生活課長） 次に、資料の確認をさせていただきます。

お手元に式次第が配られていると思いますが、裏面をごらんいただきたいと思います。資料一覧がございますので、それと突合していただければと思います。

まず、次第、出席者名簿、配席図が1枚ずつつけられていると思います。それから、資料でございますけれども、資料1から4までは一まとめでホチキスでとめてございます。それから、資料5でございますけれども、「明るい社会へ」と書いている水色がベースに

なった三つ折りのリーフレットがございます。それから、資料6ですが、再犯防止推進会議の地域会議を4カ所で行っておりますが、その内容について別紙1から4までの横判の資料がございます。それから、本日参加されている団体の皆様から提供いただいた資料がございます。NPO法人リカバリー様から団体の紹介のリーフレットがございます。それから、北海道地方更生保護委員会様から、再犯防止推進計画加速プランという横判のブルーの帯がついている資料があります。それから、札幌矯正管区様から、これも横判のカラーですが、地方創生研究会という文字が一番上についている資料がございます。それから、北海道弁護士連合会様から、「よりせい弁護士」制度についてという資料をいただいております。最後に、本会議の開催要領が資料7というものがついてございます。

落丁等はありませんでしょうか。

それでは、次第に基づきまして議事を進めてまいります。

まず最初に、本会議にきょう初めてご参加いただきました特定非営利活動法人リカバリー様をご紹介いたします。配付資料1に基づきまして、簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○特定非営利活動法人リカバリー（東谷精神保健福祉士） ただいまご紹介いただきましたNPO法人リカバリーと札幌刑務支所に所属しております東谷でございます。

このたび当機関は初めて参加させていただく形になります。わからないことがいっぱいあるのですけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

当法人の紹介の前に、配付資料や座席図にありますように、私は2カ所に所属しておりますが、それには理由がありまして、団体の紹介と関係するところがありますので、簡単にご説明させていただきたいと思ひます。

今年度より、法務省のモデル事業である札幌刑務支所における女子依存症回復支援モデル事業が始まっております。その中で、私は地域支援コーディネーターという役割を担っております。

本モデル事業の概要ですが、余り時間がないので、簡単に申し上げますと、札幌刑務支所内の新しいプログラムを開発したり、受刑者の方の支援に関して連携・協力体制を強化していくこと、あとは出所後のフォローアップ体制の構築や人材育成をしていくことを目的として行っている事業になります。その中の一部をNPO法人リカバリーで委託を受けて実施している状況です。

そのため、今、私は、札幌刑務支所とNPO法人リカバリーの両方に所属して勤務している状況になっております。

本日は、NPO法人リカバリーの立場で出席を承っておりますので、NPO法人リカバリーの立場でご発言させていただこうと思っております。

当NPO法人リカバリーの紹介ですけれども、紹介シートを見ていただければと思ひますが、開設以来、主に女性の精神障がい者の方を対象に社会復帰することを支援しております。

アルコールや覚せい剤といった物質使用の問題やギャンブル問題、摂食障がいの問題、自傷行為、トラウマ、暴力被害、発達障がいなど、さまざまな困難を抱えている方々とかかわって今日に至っている状況になっております。

あとは、ジェンダー的な社会的役割の視点を重視した精神障がい者に対する研究、研修、啓発を行っていることも当法人の特徴とっております。

ジェンダー的役割から生じるさまざまな偏見やスティグマ、レッテル張りによって、苦悩されている方々、特に女性に対して支援してきている団体でございます。

きょう用意しました「NPO法人リカバリー」というパンフレットがございますが、私どもはグループホームを2カ所、通所の就労継続支援B型を1カ所、それから、相談室それいゆという施設の計4カ所を運営しております。

時間がないので、これくらいになりますけれども、今まではそういった女性の方を中心に支援してきたということもありまして、今回、法務省のモデル事業と一緒にさせていただいている状況でございます。

簡単でございますが、以上になります。

○事務局（沼田道民生活課長） ありがとうございます。

### 3. 議 題

○事務局（沼田道民生活課長） それでは、議事に入ります。

まず、（1）北海道地域再犯防止推進モデル事業についてです。

環境生活部の讃岐からご説明をいたします。

○事務局（讃岐主幹） 環境生活部道民生活課の讃岐と申します。本日はよろしくお願いいたします。

私から、今年度の事業と来年度の事業計画について、資料4まで一まとまりになった資料で説明させていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、資料1の地域再犯防止推進モデル事業の概要について説明させていただきます。

こちらの事業は、検挙者の中で約半数を再犯者が占める状況から国民が安全・安心に暮らすことができる社会を実現するといった観点から、平成28年に再犯の防止等の推進に関する法律が制定されたところでございます。翌平成29年には、法律に基づく再犯防止推進計画が策定されております。

法や計画の中では、国、地方公共団体の協働による地域における再犯防止対策を講ずるといったことが求められていることから、法務省においては、地方公共団体との連携のあり方について、本モデル事業で調査をすることにして、その募集をしています。その中で、北海道としてもこの事業に手を挙げまして、この事業を活用して再犯防止対策の検討を進めていくというものでございます。

北海道の中では、私ども北海道のほかに旭川市が手を挙げまして、全国では北海道と旭

川市を含めて36の自治体でモデル事業を実施している状況になっております。

モデル事業の中身ということになります。まず、モデル事業については3カ年の事業となっておりまして、昨年の平成30年からの事業となっております。

事業の大体の仕立てといたしましては、最初の年に、再犯防止の検討を行っていくネットワークの構築と北海道内での実態調査、そのために、本日のこの再犯防止推進会議で、国や道、関係機関等による再犯防止の対策に関する情報の共有やネットワークの構築をすることを目的にこの会議を開催しているところでございます。

あわせて、北海道は広域でありますので、北海道を保護観察所のブロックごとに四つに分けて、ネットワークを構築するために、各地域において地域会議を設定しているところでございます。先ほどお話ししました実態調査については、後ほど詳しく説明させていただきたいと思っております。

この実態調査の結果を受けまして、今年度については、ネットワークの会議のほかに、各種メディアを使った啓発や市町村、教育委員会への調査、セミナー、講演会の開催をしているところでございます。

来年度につきましては、再犯防止推進会議を開催しますとともに各種啓発事業、あるいは、これまでのモデル事業の結果を取りまとめて、市町村さんや関係機関に送らせていただき、地域の事業の推進に役立てていただく事業を行うのと、北海道として、再犯防止の対策をどのようにしていくのかという検討も進めていくということにしているところでございます。

資料を1枚めくっていただきまして、資料2ですが、こちらは昨年実施しました実態調査の結果になります。

2番目をごらんいただきたいのですが、調査結果（主なもの）になります。

(1) 支援機関等に係る実態調査から明らかになった課題というところになりますが、この支援機関というのは、保護観察所や定着支援センターさん、ほっとステーションさんなどで、実際に支援に当たられているところからヒアリングをさせていただいたというものでございます。

こちらの中では、課題として更生に資する社会資源の偏在による適切な支援の難しさが挙げられております。これは、北海道が広域であることから、社会資源がそれぞれのところに満遍なくあるわけではなく、その活用が難しいということになるかと思っております。

それから、機関同士のさらなる連携の必要性や地方公共団体や地域の福祉・医療機関等とのさらなるネットワークづくりなどに課題があるということをお伺いしたところでございます。

続きまして、(2)は、実際に支援に当たられている保護司さんの方々に、実態についてアンケートをとって確認をさせていただいたものでございます。

まず、①としまして、保護観察を行う中で連携している機関はということをお伺いしたところ、特に連携している機関はありませんと挙げられた方が半数の方になります。

一方で、②と③になりますが、保護司として活動するに当たって必要だと思う取り組み、あるいは保護司として活動するに当たって自治体に取り組むべきものについては、半数の方が自治体、自治会、福祉、教育、経済等の各種団体との連携が必要であるとおっしゃっています。連携についてはなかなか難しいところもあるのですが、必要なのは連携をしていくことだと認識されているところが明らかになったところでございます。

それを受けまして、次のページの下の方の3番目をごらんいただきたいと思います。

まず、(1)ですが、連携の強化という意味で、支援者間の絆づくりということで、犯罪をした者等の立ち直りの支援者間の連携の強化ということで、支援者間の絆づくり事業というものを実施することとしております。

また、地域の社会資源の活用という意味から、犯罪をした者を見守り、支援する人づくり事業に取り組むこととしております。

上に戻っていただきまして、(3)として道民の意識調査を実施しております。その意識調査の結果としましては、③元受刑者が近隣に住むことについてどのくらい受け入れられるのかという問いで、これはなかなか厳しい数字が出てくるだろうと予想していたところではございますが、「絶対受け入れたくない」「できれば受け入れたくない」という否定的な意見が65%で3分の2を占めている状況となっております。

続きまして、④になります。犯罪や非行をした人たちの立ち直りに協力したいと思うかという問いについては、「思う」「どちらかといえば思う」という肯定的な意見が25.6%で4分の1の方ということになります。また、「どちらかといえば思わない」「思わない」という否定的な意見については47.8%で約半分の方がお持ちという状況となっております。

参考に、その下に※印で平成25年の「再犯防止対策に関する特別世論調査」と書かれていますが、これは国で行われた全国調査という形になります。この全国調査の結果を見ますと、「思う」「どちらかといえば思う」という肯定的な意見が6割、「どちらかといえば思わない」「思わない」という否定的な意見が33.2%ということで、北海道の状況とは全く逆転している状況となっております。

⑤では、実際に否定的な意見をお持ちの方々に、なぜ協力をいただけないのでしょうかとお伺いをしました。そこについては、「犯罪に巻き込まれそうで怖い」「犯罪や非行をした人たちとかかわりたくない」という答えが大部分を占めると予想していたのですが、実際に確認をしてみますと、半数の方が「自分に何ができるのかわからない」と挙げられているところがございます。

ですので、こういった方々にこんな取り組みができますということを具体的にお示しすることによって、協力していただけるのではないかと北海道では考えているところがございます。

それを受けまして、下のところに戻りますが、3番の(3)地域住民への犯罪者等への理解の促進ということで、各種メディアを使った啓発などを実施することとしたところで

ございます。

それでは、次の資料3で具体的に取り組んできた中身について説明をさせていただきたいと思えます。

資料3の表紙を1枚めくっていただきますと、先ほどの順番とは若干違っているのですが、まず、(1)の①住民等への意識啓発・啓蒙事業になります。

こちらの中では、先ほど、各種メディアをというお話をしましたが、大きく分けて、ラジオ、テレビ、商業施設でのパネル展、あるいは、きょうお配りしているリーフレットを作成する取り組みを実施しているところです。

また、②になりますが、市町村の理解促進を図る事業としまして、全市町村教育委員会に対して、どのような取り組みをされていますかというアンケート調査を実施しております。この結果については、今後フィードバックさせていただきまして、地域での取り組みのお役に立てていただければと考えているところでございます。

続きまして、次の2ページになりますが、(2)犯罪した者を見守り、支援する人づくりでございます。

これは資源の活用になる事業で、北海道「更生・再犯防止」促進セミナーを昨年12月に実施をしているところでございます。

(3)犯罪をした者等を切れ目なく支える支援者の絆づくりですが、これは連携の強化になりますが、北海道で更生と再犯防止を考える講演会ということで、年明けの1月から始まって、最後が釧路の2月8日ですが、4ブロックで講演会を開催してきたところでございます。

1枚めくって3ページ目をごらんください。

これまで行ってきた内容をもうちょっと詳しく説明をさせていただきます。

まず、住民への意識啓発ということで、ラジオについては、STVラジオの「牧やすまさ 路地裏のスピリッツ」という番組の中で特集コーナーとしまして、「戻らない、戻さない、再犯防止を目指して」という特集コーナーを、昨年10月1日から12月17日まで全12回にわたって実施したところでございます。次のページの4ページに、ラジオ番組の出演者一覧をつけております。

こちらには、本日も参加いただいております弁護士連合会の高野先生や定着支援センターの鹿野内センター長、保護司連盟事務局長の村川様、矯正管区の伊藤課長などにも出演いただいているところでございます。

1枚めくっていただきまして、5ページ目になります。

ラジオの放送ですと、放送が終わってしまうとそれで終わりということで、もったいないコンテンツになってしまうので、STVラジオのホームページやSNSなどに内容を掲載しております。

隣の6ページに、1回目の放送の内容について、実際にホームページに載ったものをそのまま添付しております。こちらについては、ウェブ版のアドレスが5ページの上のほう

に記載しておりますので、そちらを見ていただくか、STVのホームページの中から検索して見ていただくことも可能ですので、後ほどごらんいただければと思います。

このコンテンツの活用については、このままなくなるのはもったいないと思っておりますので、今後は、北海道のホームページへの掲載やほかのところへの掲載、活用について調整をしているところでございます。

続きまして、7ページ目をごらんください。

こちらは、テレビを活用した啓発になります。

こちらについては、HBCテレビの「いいね!」という番組の中で、今年の8月に実施をしております。

この中では、協力雇用主さんや実際にそこで働いている方へのインタビューを通じて、更生にかかる意気込みなどをお伺いしています。また、実際に保護司さんにもインタビューしまして、保護司さんの取り組みについても放送したところでございます。

続きまして、8ページをごらんください。

こちらが商業施設でのパネル展になっております。

こちらについては、今年の11月に、アリオ札幌で、土曜と日曜の2日間にわたってパネル展を実施しております。展示の内容については、再犯防止が重要な理由や道内の矯正施設を紹介、立ち直りを支える全体の仕組み、更生までの道のり、刑務所出所者が抱えている問題など、再犯を防ぐために必要なこと、あるいは再犯防止のために実際に取り組んでいただける「～あなたにできること～」ということでご紹介させていただきました。

2日間で922名の方に来場をいただきましたが、実際にパネル展だけをやっても見ていただくことが難しいところがありましたので、このパネル展に立ち寄っていただくことと受刑者等の職業訓練など、刑務作業の理解を深めていただきたいということで、刑務所作業製品の販売会も同時に実施したところでございます。

9ページに、パネル展の実際の模様として写真を掲載しておりますので、ごらんいただければと思います。

次に、10ページの「再犯防止推進リーフレット」の作成になります。

先ほどもご紹介しましたが、こちらのリーフレットについては、現在、各関係機関に送付させていただいておりますが、今後も社会を明るくする運動などに活用いただきたいと考えており、そういった取り組みにつなげていきたいと考えているところでございます。

続きまして、11ページをごらんください。

先ほども簡単に触れましたけれども、支援する人づくりということで、支援の裾野の拡大、偏在している社会資源の活用という意味で行った「更生・再犯防止」促進セミナーですが、今年の12月に全道4ブロックで開催しております。

こちらについては、犯罪した者等が実際に社会復帰をするに当たって、どうしても問題になってくる就労支援や地域での生活支援について知識を深めていただくということで、保護司や関係者を中心にセミナーを実施したところでございます。このセミナーでは、講



演とパネルディスカッションを行っておりますが、その内容については12ページに記載しております。4ブロック全体で343名の方に出席いただいている形になっております。

続きまして、もう1ページめくっていただきまして、13ページです。

ネットワーク構築のための支援者間の絆づくり事業ということで、ことしの1月と2月に「北海道で更生と再犯防止を考える講演会」を道内4ブロックで、犯罪をした者等の社会復帰への支援を行う支援関係者、団体が更生を支えるネットワークを形成することを目指して実施したものでございます。

札幌において、平成17年から80回以上にわたって、多様な支援者間のネットワークの形成に取り組んでこられたほっとステーション様が主催する「北海道で更生と再犯防止を考える会」と連携して、受刑者の地域支援の視点からの講演会や地域社会における誤解・偏見の解消をテーマにした意見交換会を実施してきたところでございます。

実施した中身については、14ページにそれぞれ記載しております。全体で200名弱の参加をいただいているところでございます。

今年度実施した事業については以上でございます。

続きまして、来年度の事業の予定について、資料の4番をごらんいただければと思います。

事業の中身としましては、再犯防止推進会議については年2回、6月と、年が明けての2月くらいの開催になろうかと考えているところでございます。それから、再犯防止推進会議の地域会議については年1回で、開催の時期についてはこれから調整をさせていただきたいと思っております。

実際に行う事業になりますが、啓発事業については、再犯防止フォーラム（仮称）を実施していきたいと考えております。

こちらは備考に記載しておりますが、札幌以外の保護観察所管内1カ所で開催する予定です。札幌は、法務省主催の再犯防止シンポジウムの開催を予定されておりますが、それ以外のところの1カ所で、犯罪した者の受け入れに関する基調講演や連携強化をテーマとしたトークセッションなどを実施していきたいと考えているところでございます。

それから、②の啓発リーフレットの配布については先ほどもお話しいたしましたが、リーフレットを活用して、道民の皆さんの理解をいただく取り組みを進めていきたいと考えているところでございます。

また、③の支援窓口案内カードですが、こちらは、矯正施設を退所される方に市町村や更生保護関係機関の窓口を案内するカードを配布するもので、地域で自立していくための窓口をご紹介する取り組みを実施したいと考えているところでございます。

(3) 再犯防止推進報告書でございますが、こちらについては、今回行っているモデル事業の成果についてまとめまして、市町村や関係機関に送付して、地域における取り組みの促進を図っていただきたいと考えているところでございます。

(4) 北海道における再犯防止対策の検討ですが、モデル事業の成果を踏まえまして、

本道における再犯防止対策の検討を行っていくことにしております。

こちらについては、この再犯防止推進会議の中に検討会議を設置しまして、再犯防止の対策の検討を行っていきたいと考えております。今後、会議のメンバーから絞り込みをして検討会議を設置し、来年度中に3回程度の実施ができればと考えているところでございます。

今後、メンバーを選定の上、個別に調整させていただきまして、次回の推進会議でご報告させていただきたいと考えているところでございます。

こちらの事業計画については、本日、皆様のご了解をいただき、事業計画の整理を行いまして、法務省に提出をします。法務省の協議によっては多少の変更が生じる可能性がございますので、それについてはご了承をいただきたいと考えているところでございます。

道からの報告については以上でございます。

○事務局（沼田道民生活課長） 今、ご説明いたしましたけれども、北海道では四つの地域会議を設定しております。今年度、各地域で行われました地域会議の開催状況などにつきまして、その地域を所管する各振興局からご報告させていただきたいと思っております。

まず、渡島振興局からお願いいたします。

○渡島総合振興局（松本環境生活課長） 渡島総合振興局環境生活課長の松本です。

渡島総合振興局管内では、去る1月17日に会議を開きまして、お手元の資料にありますように、函館市さんを初め、各機関からいろいろとご報告をいただいております。

内容につきましては、資料6の別紙1と書いてあるものになります。

上から函館市さん、函館地方検察庁さんという形で、主な取り組みや主な課題について順繰りに書いていただいているところでございます。

今お話ししましたとおり、概要につきましてはおおむね資料のとおりでございますが、会議の中で発言があった事項について、一部を紹介させていただきたいと思っております。

まず、函館市さんについては、こういった活動のほかに、民間活動団体に対する財政支援や協力雇用主の会社さんについて、入札参加資格認定のときに、総合評価の評価点を上げるとか、そういったことでできるだけ優遇していきたいという話もしていただきました。

それから、函館市さんは政令市ということで、保健所政令市でもありまして、地元の保健所のほかに、我々渡島管内を所管する渡島保健所と協力しながら、依存症を考える集いなどを共催で開催しております。そういった中で地域についてサポートしていきたいということで活動をしていただいております。

それから、生活困窮者につきましても、市役所本庁舎の中に窓口を設けて対応していただくなどといったことをしているということです。

それから、再犯防止計画の策定については、函館市としてもやらなければならないと考えているということです。それは、保護観察所さんから市の部長さんにお話しいただくなどの働きをしていただいている中で、函館市としても考えていきたいということでございました。

それから、少年刑務所さんからは、入っていらっしゃる方のほとんどが本州から移送されている方が多く、帰住先が渡島管内ではない方がほとんどということで、そういったところとの連携や戻られた後のサポートがなかなか難しいという話をされておりました。

そのほかに、刑務所ということで、入所される方の数は減っているけれども、だんだん高齢化したり、障がいを持っていらっしゃる方がふえているということで、そういったあたりのサポートもなかなか困難しているという話がありました。

それから、保護観察所からは、出所者の再入率を16%以下という目標があるので、それに向けてプラン化をして頑張っているというお話がありました。

それから、民間の協力者の活動の促進ですけれども、函館の場合は保護司さんの数が少なく、全国に50カ所くらいある中でも下から2番目くらいということで、どうにかして保護司さんをしっかりとふやしてサポートしていくことが大事という話がありました。

函館市を中心とした地域ではございますが、函館市ばかりではなくて、北斗市などの近隣のまち、市も含めてしっかりと活動していかなければならないのではないかとこのお話がありました。

それから、保護司会連合会からは、「社会を明るくする運動」ということで、市民の集いや青少年育成フォーラムなどの活動もしているということがございます。

函館の場合は、函館市さんと我々渡島総合振興局と連携しながらということがございますし、人口が函館市に集中していることもありますので、その辺は連携しながら地域としてしっかりとやっていきたいということを会議の中でお話しされたところでございます。

簡単ではございますが、ご報告にかえさせていただきたいと思っております。

○事務局（沼田道民生活課長） 次に、旭川地域の地域会議につきまして、上川総合振興局からご報告をいたします。

○上川総合振興局（菱沼環境生活課長） 上川総合振興局環境生活課の菱沼と申します。

私から、旭川の地域会議の概要につきまして、簡単ではありますが、ご説明させていただきます。

説明自体は、先ほどの渡島の次の別紙2に記載されておりますので、ご紹介をさせていただきます。

まず、会議の中で話があった内容についてですが、旭川保護観察所さんからの話です。先ほどの函館でも話が出ていたのですが、保護司さんを非常勤職員で雇用しているが、担い手不足がかなり課題になっているということで、保護司になっていただく前に面接を実施したり、住所を特定させていただかなければならないことが障害になっているというお話を伺っております。

それと呼応して保護司会連合会の会長からも、定員の充足率が8割程度で担い手不足があるというお話がありました。上川も渡島と同じように人口が旭川市に集中して、担い手自体が旭川市に偏在化しているところがあるので、その対応が課題になっているということでございました。

それから、社会を明るくする運動の認知度にも言及がありまして、昔はほんの数パーセントで徐々に上がってきているけれども、認知度がまだまだ低いという状況があるということで、関係機関と連携しながら周知していく必要があるのではないかというお話がございました。

先ほど、本庁の讃岐主幹から、STVラジオの「牧やすまさ 路地裏のスピリッツ」でご紹介があったという話がありましたけれども、それにも言及がありました。保護司さんは刑務所から出てきた方に寄り添って活動しているため、裏方の仕事で表に出ることが少ないのですが、今はラジオやテレビなどの周知、啓発の中で表に出るところがあるということで、それを初めて聞いたときは涙が出てきそうだったというようなお話もありました。

今まで限られた人数の中で、実際に出所された方と向き合っただと、受け売りになるかもしれませんが、感じたところです。

それから、上川の特徴としては、旭川市も北海道と同じようにモデル事業を実施しております。それについては、1枚めくっていただいて2ページ目に一部が書かれております。

旭川市では、薬物依存をメーンターゲットにしてモデル事業を構築しております。市が協議会をお持ちになっていまして、我々上川総合振興局もその協議会に参加してお話をさせていただいているところです。

管内で一番大きなまちですので、上川総合振興局としても市といろいろなお話をし、連携しながら対応していきたいと考えております。

最後に1点、旭川刑務所さんについてご紹介いたします。

資料の後ろから2枚目になります。

なお、一番最後のページは旭川市の事業についてまとめている資料になりますので、後ほどごらんになっていただければと思います。

これが旭川の会議で配られた資料ですけれども、左下の地域と連携した取り組みということで、旭川刑務所では、郊外の西神楽地区に農場をお持ちになっていて、受刑者の方が作業をされています。僕は前からその話は聞いていたのですけれども、そこでできた農産物を周辺の園児の方が来て、収穫体験をしています。

それから、僕は認識が低かったので、びっくりしたのですけれども、冬の旭川は雪が結構深いので、雪かきが大変だということで、西神楽地区の市の施設を中心に雪かきのお手伝いというか、作業などをされているというお話を聞きました。受刑者の方はその作業をすることによって、自分は社会に必要とされているという意識を持てるという話がありまして、それはいい取り組みだと感じました。

簡単ではないかもしれませんが、例えば、老人の方がシルバー人材支援センターで作業をされていて、そこで担い手となり、収入も得ているという形の支援がありますけれども、出所された方もそういう法人などがあれば、体を使って収入を得て、地域にも還元できて、喜ばれるのではないかと思ったので、ちょっとご紹介をさせていただきました。

旭川については以上です。

○事務局（沼田道民生活課長） 続きまして、釧路地域で開催いたしました地域会議の状況について、釧路総合振興局からご報告をいたします。

○釧路総合振興局（大宮環境生活課長） 釧路総合振興局環境生活課の大宮と申します。どうぞよろしくお願いたします。

釧路地域の再犯防止推進会議でございますが、2月7日に更生団体、地方団体から21名の方にご参加いただき、オブザーバーとして札幌矯正管区の伊藤課長にご出席いただいて、釧路市内で開催されたところでございます。

更生団体からの取り組みや課題についてでございますが、資料6の別紙の3でございます。

主なものをご紹介します。

1ページ目ですが、釧路保護観察所様からは、再犯防止等の推進に関する法律及び再犯防止推進計画に基づき、刑務所出所者を雇用している協力雇用主の数を、関係機関や地方団体、自治体などとのさらなる連携を通してふやしていきたいというご報告がございました。釧路地域では、現在、17社ということでした。

また、地方再犯防止計画に策定についてでございますけれども、管内の4市、釧路市、帯広市、北見市、網走市に対して、計画を策定すること、また策定期限を明らかにすることを依頼しているということでした。

このうち、市によっては、再犯防止計画を新たにつくるのではなく、既にある地域福祉計画に包括する形で計画の策定を考えているというお話もございました。

また、保護司適任者の確保につきましては、雇用活動を中心とした取り組みによって昨年度から増加しているというお話をされておりました。現在、管内では766名という状況でございますが、定数が860名という数に対してはまだ足りないので、引き続き、取り組みを強化していきたいというお話がございました。

帯広刑務所釧路刑務支所様からは、再犯防止には帰住先と就労の確保が必要で、そのためには地域の関係機関との連携、協力が欠かせないことから、まず、刑務所を十分に理解してもらうことが重要と考えて、釧路市役所と民間協力団体に対して施設見学会を実施したとの報告がございました。

釧路市に対しましては、今後、策定する地域再犯防止計画の中で刑務所、少年鑑別所との具体的な連携を明記していただくように働きかけていきたいということでございました。

2ページ目に行きますが、釧路市の教育委員会様からは、再犯防止の重要性や必要性について、市民との関心と理解を十分に得られている状況ではないということで、国や道、関係機関との連携を図りながら取り組みを推進していく必要があるというお話をされました。

次のページに行かせていただきまして、更生保護法人釧路更生保護協会様からは、取り組みの活動を引き続き進めていくための資金づくりが各地域の多くの協力の努力に支えられているけれども、景気の低迷が続く中でいかに賛助会員や一般寄附者を獲得していくか

が課題というお話をされておりました。

次のページに行きまして、釧路公共職業安定所様からですが、昨年の求人につきましては、土木工事関連の5社しかなく、マッチングできる求人が少ないことから、協力雇用主への働きかけを行っていききたいということでした。

次のページに行きます。

5ページ目になりますが、北海道警察様からは、再犯率が高い薬物犯罪には、薬物乱用防止に関する広報、啓発活動や企業、学校等における薬物乱用防止に関する講話を実施しているということです。また、薬物乱用防止対策北海道推進本部や北海道薬物乱用防止指導員連合協議会への参画等を通じて、関係機関との連携を図っているとのことで、再犯防止には関係機関や団体との連携が不可欠であるというお話をされておりました。

以上、釧路地域会議の様子を簡単にお話しさせていただきました。詳細については、後ほど、別紙3をごらんいただければと思います。ありがとうございます。

○事務局（沼田道民生活課長） 最後に、四つ目の地域会議の札幌地域会議でございます。こちらはきょうの午前中に開催いたしました。その状況についてご説明いたします。

○石狩振興局（中島環境生活課長） 石狩振興局環境生活課の中島と申します。どうぞよろしくお願いたします。

皆さんの中には、本日の午前中にご参加された方がたくさんいらっしゃると思いますが、私から簡単にご報告をさせていただきます。

札幌地域は、ほかの地域に比べて団体さんの数が多いということで、それぞれの団体さんの取り組みの内容をこのような会議で皆さんに理解していただいた上で、さらに連携を強めて必要な支援につなげていくことが大切ではないかというお話がありました。

そのような中で、資料の別紙4の整理番号2の札幌地方検察庁様からのお話ですが、検察庁では、短期間で福祉や医療につなげるということをしているそうですが、その中で、市町村などの地方公共団体様との連携が不可欠というお話がありました。市町村が話をつなげて、そこから福祉の関係の支援にもつなげていってもらえれば、新たな生活環境をよりスムーズに整えることができるということでした。

また、3ページ目の整理番号5番の札幌市様ですが、保護司の数が定員割れをしているということでしたが、保護司の活動への支援として、全ての区役所に更生保護サポートセンターを平成29年までに設置しているというお話でした。

その中でも、出所者の方への支援をいろいろとされているということですが、生活困窮者の支援に包括されているものとして、一体として進めているということでした。また、防犯と再犯防止は車の両輪のようなものであるというお話もしていただきまして、防犯と再犯は決して違うことではないというお話もいただきました。

また、6ページ目の整理番号13番ですが、更生保護法人札幌大化院様からのお話で、今は情報社会になっていますが、そのことによって不利益が生じているというお話がありました。

大化院さんの寮にお住まいの方が大化院の寮の住所や電話番号を使って求職やお部屋探しをすると、ネットでそれを検索されて、そこに住んでいることがわかってしまうということで、そのことで不利益な扱いを受けることが多いというお話がありました。そのようなことから、罪を犯した人への偏見はまだ根強いということです。

今後、その偏見を減らしていくことが、就労や居場所づくりにつながるというご意見をいただいたところです。

私からは以上です。

○事務局（沼田道民生活課長） 議題1について、大変駆け足になってしまいましたが、北海道が進めてまいりました取り組みの状況、それから、次年度の令和2年度に取り組む事業の予定などについてご説明をいたしました。

ここで一度、ご質問あるいは私どもの取り組みなどについてご意見がありましたら、お願いをしたいと思います。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（沼田道民生活課長） それでは、また最後に意見交換の時間を設けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、議題（2）に進んでまいります。

それぞれの機関による取り組みについて、ご説明、ご報告をいただきたいと思います。

まず最初に、北海道地方更生保護委員会様からご説明をお願いいたします。

○北海道地方更生保護委員会（松本更生保護管理官） 北海道地方更生保護委員会の更生保護管理官の松本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、再犯防止推進計画加速化プランというカラー刷りの資料をごらんください。

再犯防止推進法につきましては、平成28年12月に施行されております。その1年後に国の再犯防止推進計画が策定されて、期間は平成30年度から令和4年度までの5年間で、5年後に見直しを行うことになっております。

再犯防止推進計画に基づいて、政府が一体となって実施している再犯防止施策に関しまして、今後、より重点的に取り組むべき三つの課題に対応した各種取り組みを加速化させるものということで、令和元年12月23日、犯罪対策閣僚会議で以下のことが決定されております。これにつきましては、法務省のホームページにも掲載されておりますので、詳しい内容等につきましてはそちらをごらんいただければと思います。

以下、特に三つの課題ということで、まず一つ目は、満期釈放者対策の充実強化というものがございます。

グラフですが、赤線が満期釈放者で、平成15年度から25年度までということで、16年から17くらいがピークとなって、徐々に緩やかに少なくはなっているのですが、平成29年度にはまだ25.4%で、出所受刑者の2年以内の再入率が25.4%となっております。

それに対しまして、仮釈放者は黄色い線になります。これにつきまきしても、緩やかに下がりつつあるということになっております。

この表を見ると、平成29年は10.7%で、出所受刑者の2年以内の再入率は、仮釈放者は10%ちょっとですけれども、満期釈放者は25.4%です。皆さんもご承知かと思いますが、仮釈放になった場合は、保護観察ということで、保護観察所で保護観察官と保護司が一体となって処遇しながら期間満了まで、刑期が満了する日まで保護観察を実施します。

その間、仮釈放になる前もそうですけれども、出てくる前から住居の確保や住む場所、仕事等をいろいろと決めて、本人が出てきてからも各種相談に乗りつつ、社会復帰させていくということで、保護観察対象者に寄り添ってやっていくということで、社会にソフトランディングさせる形にします。

それに対して、満期釈放者につきましては、例えば、刑期が3年であれば、3年間、丸々刑務所に入った上で、刑が終わったらすぐ釈放ということで、住むところが決まっている、もしくはあればいいのですけれども、そうでない方が再入者については多く、初めて刑務所に入るときは、家族が引受人になってくれて住むところがあることが多いのですけれども、刑務所に何度も入るうちに、見放されていくといえますか、ひとりになって、住むところもなくなって、また受刑することになります。受刑しても、また満期で出たのはいいけれども、住む場所がないという受刑者が少なくないということで、2年以内に刑務所に戻る人が必然的というか、仮釈放者よりも倍以上に多い状況があります。

しかし、出所受刑者の再入率については、合わせると約17%になっておりますけれども、最近の調査では17%をちょっと切るくらいになっています。政府目標としては16%以下にするということですが、16%でいいということではなく、15%、10%、それ以下と低くなっていけばもちろんいいことですけれども、数値を下げるためには、この表にあるとおり、仮釈放者は再入率が少ないということは、本人に何らかの手だてをして、社会にソフトランディングをさせていくことが最も有効になるかと思えます。

これについての成果目標としましては、令和4年までに満期釈放者、2年以内の再入者を2割以上減少させます。数値で言えば、直近で言えば2,726人ですので、2,000人以下にするということになります。

満期釈放者については、保護観察所は一切手だてをすることができません。更生緊急保護を申し出れば、6カ月間かわることはできるのですけれども、そうではない方については、仮釈放者もそうですけれども、仮釈放者も刑期が終われば、保護観察もなくなりますので、社会で満期釈放者と同様にみずから頑張っていくことになるのですけれども、仮釈放者についても期間がありますので、短い人だと1カ月、2カ月という人もいらっしゃいますし、長くても1年以内という方が多いです。

この方について、法務省としては保護観察所、我々もいろいろと手だてはしているのですけれども、終わった後、もしくは満期釈放者が出所した後、やはり社会で何らかの援助



がなければ住むところもない、仕事も見つけれない、それでは生きていくにはどうするかということになれば、やむを得ず、また、食料品などなど、人をだましたり、新たな罪を犯してまた戻っていく実態がございます。

法務省としましても、今後もいろいろな手だては当然していくのですけれども、それ以降の部分については、やはり地域の皆様や地方公共団体にもご協力いただきながら、私たちとも連携しながら社会の中で何とか罪を犯さないように生活していくのが数値を下げていく最大の課題になると思っております。

その辺も関係がありまして、再犯防止推進計画というものは、国民をより安全・安心に暮らせる社会を築くためにということできている法律でもありますので、まさにこの数値を下げていくことが特に大きな課題ということになると思います。

そして、この数値が下がれば、その地域に住む住民の方たちが安心して被害者にもならず暮らせる社会になる、受刑者にとっても社会にとっても有意義になるのではないかと思っております。

3番、成果目標の達成に向けた主な具体的取り組みということで、今もお話ししましたが、出所後の帰住先の確保ということで、まず、住むところは当然法務省で、私たちもいろいろなことを調整しています。ない方については、更生保護施設や自立準備ホーム等に入所させるような調整等をこれからも行っていきます。

また、満期釈放になるよりは仮釈放になったほうが再入率が低いということは目に見えてわかっておりますので、なるべく満期釈放ではなく、仮釈放に刑務所さんとも連携して、受刑態度が悪ければ、その人を仮釈放にする、もしくは、改心の労がなければ、仮釈放は社会、国民の方にも理解が得られませんので、そういうことも本人たちに助言しながら、まず、仮釈放につなげていくということも一つになるかと思えます。

仮釈放になるためには、本人が犯罪をしないと決意しても、住むところがないと仮釈放にならないので、住むところも一緒に調整して、なるべく社会にソフトランディングさせていくこととなります。

満期釈放者に対する受け皿や相談支援等の充実ということで、仮釈放になる方はもちろんですけれども、満期釈放についても、なるべく更生緊急保護という申し出をするようにして、半年、長くて1年にはなるのですけれども、その間にうまく社会につなげていくことをしていきます。

しかし、私たち保護観察所、更生保護委員会の職員、また、保護司、更生保護関係団体の民間のボランティアの方だけでは限度があります。そこで、ここにお集まりの皆様のご協力、さまざまな立場においてご協力いただきながら再犯防止をしていくということになると思います。

そこに続くことになるのですけれども、二つ目の地方公共団体との連携強化の推進ということで、国のほうでは、再犯防止推進計画をつくっております。再犯防止等に関する法律につきましても、地方公共団体においても地方の再犯防止推進計画を策定することとい

う努力義務も書かれております。

地方公共団体の策定状況の現状と課題について、再犯防止の取り組みを進める地方公共団体が増えつつあり、こうした動きをさらに促進していく必要があります。再犯防止推進法に基づく地方再犯防止計画策定した地方公共団体がまだ一部にとどまっている状況があります。

最近の状況におきましては、1月末現在、全国の都道府県単位で言いますと、47都道府県において、地方計画が策定、もしくは策定見込みというところが47のうち17都道府県となっております。

都道府県は策定に大分動いており、全く手がついていないところはないと聞いております。また、都道府県の次に政令市、政令指定都市につきましては、全国20あるうち、策定された自治体が今のところはゼロです。しかし、今、策定に向けて動いていて、策定しますと言っているところが20のうち14団体ございます。

その次に、政令指定都市以外の市町村について、策定済が6自治体、見込みが65団体ということで、今のところ策定に向けて私たちも説明等をしているのですが、私は全国の自治体の数を持ち合わせていないのですが、まだかなり少ない状況になっています。

加速化プランでは、成果目標について、令和3年度末までに100以上の地方公共団体で地方計画が策定されるよう支援していくことになっております。このプランの中に、策定団体が22と書いております。これは、10月1日現在で、今私が申し上げた1月31日が一つふえて23団体ということになります。

最後に、民間協力者の活動促進ということで、現状と課題、民間協力者の求められる役割や活動範囲が広がっており、国による支援を一層強化する必要があります。また、財政上の問題から民間協力者による再犯防止活動が限定的な効果にとどまっていることも少なくありません。民間の関係団体、私たちには、保護司さん、更生保護女性会、BBS連盟、協力雇用主などなど、ほかにも各種のボランティアの団体の方があるのですが、特に再犯防止推進計画以降、さらに役割が求められておりますが、あくまでも民間関係団体の方ですので、私たち国の職員が頑張るのももちろんのことですけれども、民間団体の方にさらに負担を強いることは、私たちにとって心苦しい部分がございます。

先ほど、讃岐主幹からも民間アンケートのお話がありましたが、関わり方はわからないけれども、何らかでかかわりたいという方が多いという結果も出ていますので、その方々に、保護司になってもらうことも考えられます。

残念ながら保護司の数はどんどん減って、全国的に定員の9割を切っています。9割を切っているくらいならまだいいではないかと思われるかもしれませんが、今はどんどん減ってきているということで、保護司のなり手が少ないという状況があります。ですから、今、私たちはいろいろな関係団体等に保護司さんの確保ということで動いている状況です。

民間団体の方について、もう一つは財政上の問題ということで、活動する以上は多少なりともお金が必要になってきますが、お金がたくさんあるわけではありません。政府でも

バックアップ等はしているのですが、今後もこの点については重点的に取り組んでいかなければならないことになっております。

(2) の現状の課題に対応した主な具体的取り組みということで、保護司と民間協力者に対する継続的支援の充実強化、また、民間資金等を活用した再犯防止活動の促進です。

今はクラウドファンディングがございます。国の資金にも限界がございますので、いろいろな民間資金等の関係もご協力いただきながら、安全・安心な社会をつくっていければということで、私どもは活動をしております。

この再犯防止推進会議も、道庁さんのご協力をいただいて、私たちと一緒に二人三脚でやっているところですので、引き続き、皆様のご協力をいただければ大変ありがたいと思います。

拙い説明で、また時間も過ぎてしまいましたけれども、説明は以上になります。

どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（沼田道民生活課長） ありがとうございます。

続きまして、札幌矯正管区様からご発言をお願いいたします。

○札幌矯正管区（伊藤更生支援企画課長） ただいまご紹介にあずかりました札幌矯正管区更生支援企画課長をしております伊藤と申します。

私からは、少しお時間をいただいて、本年度の取り組みについて3点ご紹介させていただきたいと思います。

既に四つのブロックの地域会議でもご説明させていただいた内容もあると思いますけれども、改めてご説明させていただきたいと思います。

お手元の地方創生研究会という横刷りになっている資料をごらんください。

矯正施設所在自治体会議というものは、実は昨年6月に設立総会が行われまして、矯正施設が所在する市町村の首長さんたちでつくられたネットワークを活用したもので、矯正施設の人的・物的資源をうまく活用して地方創生を進めていったり、再犯防止施策の推進を実施していくための目的として立てられたものです。国が設置した会議体ではなく、この会議の趣旨に賛同した市町村によって設置されている会議で、矯正側も全面的に協力して、この再犯防止を進めていくところでございます。

この設立総会の後、地方創生研究会というものが網走市で開催されました。10月26日、27日の日程で行われまして、全国のさまざまな自治体から参加いただいているところでございます。

西では、山口県にあります美祢市の市長さんや兵庫県の加古川市の市長さんもお越しになって、刑務所をごらんいただいたり、網走刑務所をご存じの方も多いたと思いますが、二見ヶ岡農場という農場を持っておりますので、そういったところを見ていただいたり、あとは、地方創生研究会という会議の中では、社会福祉法人の福祉楽団さんや自伐型林業推進協会さんとか、これまでにない新しい取り組みをしている団体さんにも発表いただいて、矯正施設と民間団体さんや地方自治体がどうやって連携していくのか、うまいこと連携で

きていく方策はないかという勉強会のような研究会を開かせていただきました。

聞くところによると、この研究会で知り合った自治体さん同士で新しい取り組みをやっ  
ていきたいと思いますというので、今、施策についても具体的に動いているところでございま  
す。矯正施設はこれまで迷惑施設と思われがちだったところではございますが、今後は、人  
的・物的資源を地域の方々にもうまく還元して、いろいろな取り組みができないかというこ  
とで進めているところでございます。

現在、この矯正施設所在自治体会議には、全国で矯正施設所在自治体が113あるとこ  
ろでございますが、そのうちの92にこの所在自治体会議に参加していただきまして、動  
いております。北海道内でも、札幌市さん、釧路市さん、旭川市さん、月形町さん、網走  
市さんと多くの自治体に入らせていただいております。積極的に会議に参加していただい  
ております。今月の3日には事務担当者の打ち合わせが東京でありまして、来年度以降も  
積極的にやっけていきたいと思いますという形になっておりますので、少しご紹介をかねて報告さ  
せていただきました。

2点目につきましては、資料をめくっていただき、北海道ブロック再犯防止シンポジウ  
ムについてです。

こちらは、法務省の札幌高等検察庁さん、北海道地方更生保護委員会さんと札幌法務局  
さん、矯正管区が4庁主催で開催したものでございまして、昨年度から全国8ブロックに  
おいて再犯防止シンポジウムを開催しております。

昨年度は就労支援をテーマにして行ったところですが、本年度は依存の問題を抱える犯  
罪をした者等への支援のあり方を全国統一のテーマとしまして、北海道ブロックにおい  
ては薬物依存に関するトークセッションやパネルディスカッションを行わせていただきまし  
た。

柴田局長にもお越しいたいただき、来賓挨拶をしていただきました。前半部分のトークセッ  
ションにつきましては、国立精神・神経医療研究センターの松本俊彦先生に来ていただい  
て、「えっ！ そうなの？ 薬物依存」というテーマで、地下歩行空間で、ある意味、オー  
プンなところで開催させていただいたところでございます。

第2部のパネルディスカッションにおきましては、今日お越しいただいている北海道ダ  
ルクの森代表にも参加いただいて、北海道内で幾つかの団体さんから来ていただきまして、  
パネルディスカッションを行ったところでございます。

ページを開いていただきますと、そのパネルディスカッションの様子などが記載されて  
おります。この日は関係団体のブース展示を開催しまして、北海道庁さんにもブースを出  
してもらって、多くの方々にご参加していただいたところでございます。

刑務所作業製品の物販等もさせていただきましたし、性格検査の体験コーナー等もさせ  
ていただいて、ちょっとした矯正展のようなこともさせていただいたところでございます。

一番最後のページを見ていただきますと、参加者数やアンケート結果が書いてあります。  
延べ人員で1,800人以上の方がこのシンポジウムに参加していただきまして、多くの

方に知っていただき、関心を持っていただけたと思っております。

来年度以降もこういった再犯防止シンポジウムを開催していく予定でございますので、来年度は地方公共団体との連携等がテーマになると聞いているところでございますので、今後ともこういったシンポジウムをやっていくことをご承知おきいただければと思います。

続きまして、3点目でございます。

「雇用から始まる社会貢献、法務省が応援します」という資料をごらんください。

こちらのコレワークという部署ですけれども、これまでは東京矯正管区と大阪矯正管区の全国で2カ所にありまして、北海道エリアにつきましては、東京矯正管区にあるコレワーク東日本というところが対応して実施してきたところでございます。

コレワークという部署は、出所者等を雇用しようと考えている事業主さんの矯正側の窓口として運用しておりますので、事業主の方がどうやったら求人を出せるのか、矯正施設でどんな取り組みをしているのかという疑問にお答えしたり、スタディツアーのようなことをして、矯正施設の中を見ていただいたりする機会もコレワークで主催しているものでございます。

来年度の予算がこのまま成立となったという前提になりますけれども、来年度、札幌矯正管区にもコレワークができる見込みでございます。関係する方々にもご挨拶に伺ったり、ご協力をお願いすることもあろうかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

もう一点、1月末に、札幌矯正管区のホームページも開設したところでございます。先ほど、上川総合振興局の菱沼課長から、旭川刑務所の取り組みの資料をご紹介いただいたのですが、道内各施設の同じような地域と連携した取り組みや施設の概要みたいなものを載せたホームページも今回は作りましたので、今後、お近くの施設等と連携する際に少し関心を持っていただければと思います。

長くなりましたが、札幌矯正管区からは以上になります。

○事務局（沼田道民生活課長） ありがとうございます。

続きまして、北海道弁護士会連合会様からご報告をお願いいたします。

○北海道弁護士会連合会再犯防止推進計画対応委員会（高野委員長） 弁護士の高野と申します。

弁護士会からは「よりそい弁護士」制度についてのお話をしたいと思うのですが、その前に、先日、NHKで「事件の涙」というものを放送していたのですが、見られた方はおられますか。

薬物犯罪を繰り返している芸能人の方で、その子どもさんとの関係をドキュメントでやっていたのですが、それを見て、特に薬物犯罪に関しては、再犯を防ぐことは本当に難しいことだと思うのと同時に、家族や本人の自助努力だけでは再犯を防ぐことはなかなか難しい面があると感じました。

再犯を防ぐためには家族だけではなく、ここにいる皆さんを含めた関係諸機関が連携す

ることが非常に重要だと思いつつも、その方が抱えている問題点を早期に把握して、それに対応する体制をバックアップできる体制をつくることが重要と思いました。

それと少し関連するのですが、この「よりそい弁護士」制度というものについては、資料がありますので、ごらんになっていただきたいと思います。

「よりそい弁護士」制度といきなり言われても何のことかよくわからないと思われる方もいらっしゃると思いますが、弁護士が犯罪者にどうかかわっていくかということ、基本的には逮捕されてから、その後に刑事裁判を受けます。ですから、犯罪を行った方とは初期の段階からかなりかかわっていくことになります。

弁護士としては、その段階でいろいろな問題点を把握することができます。例えば、精神疾患があったり、知的障がいがあったり、借金の問題を抱えていたり、仕事がなく経済力がないということ、それから、家族問題や薬物の問題などいろいろな問題を抱えています。それらのいろいろな問題があるから再犯のおそれがあるのではないかとと言われることが多いところです。

我々弁護士としては、可能な限り再犯のおそれをなくするための活動を弁護活動として行います。再犯の可能性というものは、刑事裁判においても非常に重要で、その方の量刑を決める上での非常に重要な要素になりますので、それをできるだけ少なくします。その問題の解決を刑事弁護活動で行うわけですが、もちろん、それで最終的な裁判の判決が出たり、起訴されずに釈放される場合などいろいろとあります。

しかし、一般的には弁護士の活動はそこで終わるのです。例えば、刑務所に入ることになりましたといっても、我々はどこの刑務所に入ったのかも実は知らされることもありません。それから、不起訴になって釈放された後で、人間的、個人的な関係でつながっていく人もいますけれども、それは何らかの制度的裏づけがあってそういう人とかかわっていくかということ、そういうことでもありません。

刑事事件ですと、犯人が釈放された時点や刑事裁判が終わった時点で基本的に弁護士の役割は終わってしまいます。しかし、本当に、釈放された段階、それから、刑事裁判が終わった段階でその人の問題を解決できるのかということそんなことはないのです。その人が抱えている問題点を限られた時間の中で全部解決できるという単純な問題ではないのです。

その後、引き続き、社会に復帰するまでの間にその人が抱えている問題点などを解決する手助けはできないかということで、問題解決や紛争解決は我々弁護士に求められている役割ですから、関係諸機関と連携して、刑事裁判が終わった後も引き続き専門的に手助けを行っていく。それが再犯防止につながるのではないのかという観点から、その後の活動についての制度的裏づけをした上で、弁護士としての活動を行っていく。これが「よりそい弁護士」という制度です。

資料を見ていただければと思うのですが、資料の1ページ目、一番下に下線部が引いています。

刑事弁護活動、付き添い人活動が終了した後の罪に問われた人、過去形になっているの

ですけれども、問われた人の社会復帰、再犯防止を支援する弁護士の活動を、その必要性、相当性、社会的重要性と照らして、弁護士会の制度にして、一定の財政的補助を行うものがこの制度ということになります。少し上の取り組みの経緯のところに、これは後で読んでいただければと思うのですが、「登壇していただいた鈴木宗男氏の発言」とあります。これはあの鈴木宗男さんですけれども、この方がどういう発言をされたかということ、とにかく、ほとんどの受刑者は面会に来てくれる人が誰もいないということです。自分は家族などが面会に来てくれているから頑張って社会復帰しようという気にはなったけれども、大概の受刑者にはそういう人がいません。ずっと孤立しています。これで社会に出てしまったら、それは再犯してもおかしくないではないかという話をされていました。

確かにそのとおりで、誰かが寄り添ってその方の支援をしなければ、また孤立した状態で再犯につながってしまうのではないかと、そこで、弁護士がその寄り添いのきっかけになる活動ができるのではないかとという観点から始まったものがこの制度です。

もともとは兵庫県弁護士会でこの制度を具体的に実施していきまして、昨年の2019年の4月から愛知県と、愛知県弁護士会がいろいろと協議した上で、「よりそい」弁護士制度というものをスタートさせたところです。

3ページ目に行ってください、どのような支援を弁護士がやるのかということがいろいろと書いてあります。

3ページに、入り口支援、中間・出口支援など、いろいろと書かれています。具体的にどんなことをするかということ、まずは相談を受けます。相談を受けた上で解決できる問題があれば解決をします。関係諸機関につなぐ必要があれば関係諸機関につないでいきます。

実際に平成31年4月から始まった制度ですけれども、愛知県内でそういう相談や支援の実績がどのくらいあるかということが一番最後のページに出ています。2019年11月13日現在で約7カ月やって、総数を合計すると32の利用がありました。

この愛知県モデル事業は、弁護士会独自事業と書いてありますけれども、愛知県モデル事業はあくまでも愛知県内でしかできないのです。岐阜刑務所から愛知県内に戻ってくる人は支援できないので、そういうものについて弁護士会で支援します。

しかし、それが弁護士会独自事業と言われているもので、支援の内容は全く同じですが、総数で32ということで、それなりにある程度支援していただきたいという方、需要と言いたい方が悪いのですが、支援を必要としている方がいると考えているところです。

これだけですと、イメージがなかなかつきづらいと思いますので、その二つ前の「『よりそい弁護士』制度について2」の実践例報告について説明いたします。

これは、同じ愛知県弁護士会の木村弁護士が実際に「よりそい弁護士」制度を利用して、どのようなことをやったのかということがいろいろと書かれています。

支援対象者については、1週間後に満期出所となる20歳代の受刑者で、薬物後遺症として思考障がい、IQがかなり低い、措置入院には当たらないけれども、医療保護入院が望まれる状況があるなど、家族の支援は望めないということです。こういう方は結構よく

いる方です。

このように、具体的にこういう支援を行っていきまされたというものが書かれていますので、もし、参考になれば、後で見えておいていただければと思います。

現在、弁護士会としての取り組みは、愛知、兵庫のみならず、現在は東京でも「よりそい弁護士」制度を導入して、一度犯罪を行った人がきちんと社会復帰できるように、弁護士としてその活動に協力できないかということで、制度導入に向けて、現在、いろいろと動き出しているところです。

北海道でも、現在、札幌弁護士会において次年度の制度導入を考えています。ですので、本年度の課題としてこの制度導入に向けて、いろいろな活動を行っていきたくと思っています。地域的にも、それに対していろいろと対応できる体制が整っているかどうかということもありますが、できれば北海道全体でこのような制度の導入に向けて活動していきたくと思っています。

私からは以上です。

○事務局（沼田道民生活課長） ありがとうございます。

以上で、私どもで用意しました議題は終了いたします。

これまでの説明、ご報告などにつきまして、ご質問やご意見などがございましたらお願いしたいと思います。

本日は、ご参加いただきました全ての機関、団体様からご報告いただいているわけではございません。こんな取り組みをしているというご紹介でも結構ですので、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（沼田道民生活課長） ご発言がないようでございます。

今年度、北海道のモデル事業は2年目を迎えました。全体にお集まりをいただく会議も回数を重ねてまいったところでございます。

きょうのご発言の中にも出てまいりましたが、連携が一つのキーワードだと私どもは考えてございます。モデル事業は来年度で3年目になるわけでございますが、先ほど、讃岐からも説明しましたが、次年度は北海道のこれからの再犯防止対策について、どのような取り組みをしていくか取りまとめる作業に入ってまいりたいと思います。

高野弁護士から、バックアップ体制をどうやってつくっていくかというお話がございましたけれども、具体的なケースや状態を念頭に置いて、言葉だけではなく、効果的な連携の体制を何とかつくってまいりたいと感じております。引き続き、皆さんと連携しながら、ともに再犯防止に向けた取り組みを進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。



#### 4. 閉 会

○事務局（沼田道民生活課長） これで、本日の会議を終了いたします。  
大変ありがとうございました。

以 上